

一般社団法人日向市観光協会レンタサイクル貸出規定

(目的)

1. この規定は、日向市内の観光客等の利便を図るため、一般社団法人日向市観光協会（以下「観光協会」という。）が運営するレンタサイクル貸出事業を円滑に運用するために定める。

(利用申込)

2. 自転車を借りようとするもの（以下「借用者」という。）は、観光協会において別紙申込書兼誓約書により、申し込みを行わなければならない。
なお、貸出手続きの際には、身分証明書を提示することとし、確認できない場合には貸出は行わない。

(借用者条件)

3. 借用者は中学生以上とし、レンタサイクルの利用について安全上支障のない者とする。ただし、借用者が18歳未満または高校生の場合は、保護者同伴の場合を除いて貸し出しは行わない。

(貸出期間・返却)

4. 貸出期間は、貸出日当日(午前8時30分から午後5時30分まで)から2日間(午後5時30分)までとする。なお、貸出期間は原則貸出手続き時に申し出ることとする。
5. 自転車の貸出・返却時間は午前8時30分から午後5時30分までとし、場所はまちの駅とみたか物産館（日向市上町1-73）とする。返却時間午後5時30分を超えても返却されない場合、借用者は遅延料金（1,000円/30分）を支払うものとする。

(貸出料金)

6. 自転車の貸出料金は、以下のとおりとする。※すべて税込み

時間／種類	シティサイクル/クロスバイク		電動アシスト
1日	800円	3時間未満	1,000円
		1日	1,500円
2日間	1,600円	2日間	3,000円

(故障・盗難等)

7. 利用中に自転車の故障、破損及び付属品の紛失等をした場合、借用者が実費を負担することとする。
8. 利用中に自転車の盗難、紛失等に遭った場合、借用者が実費(購入金額)を負担し、警察署へ届け出ることとする。

(事故等)

9. 利用中に事故やトラブル等にあった場合、観光協会は一切の責任を負わず、全て借用者の責任において解決するものとする。なお、その際速やかに警察及び観光協会に連絡するものとする。

(禁止行為)

10. 借用者は、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 自転車を転貸すること。
- (2) 自転車を営利目的に利用すること。
- (3) 飲酒、無謀乗車その他交通法規に違反する行為をすること。
- (4) 危険な場所、その他不適切な場所で利用すること。
- (5) 自転車の異常を発見したにも関わらず、利用すること。

(点検・整備等)

11. 自転車は観光協会の定める基準により定期点検整備を実施する。

12. 借用者は、借り受ける前に自転車の安全確認を行い、整備不良を発見した場合は、観光協会に申し出るものとする。申し出がない場合は、自転車に整備不良はなかったものとする。

(利用取消)

13. 借用者が貸出規定に違反した場合は、貸出期間中であっても利用を取り消し自転車を速やかに返還することとする。また、貸出規定の違反により観光協会もしくは第三者が被害を被った場合には、貸出者にその損害賠償を請求することとする。

緊急連絡先

	電 話 番 号	営 業 時 間
まちの駅とみたか物産館	0 9 8 2 - 5 4 - 4 2 2 8	8 : 3 0 ~ 1 8 : 1 5
(一社)日向市観光協会	0 9 8 2 - 5 5 - 0 2 3 5	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
日 向 警 察 署	0 9 8 2 - 5 3 - 0 1 1 0	
警 察 緊 急 ダ イ ヤ ル	1 1 0	
救 急 ・ 消 防	1 1 9	